1　株式会社日本政策投資銀行が特定事業促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：北陸支店 郵便番号：920—0937 所在地：石川県金沢市丸の内4番12号 電話番号：076—221—3211	営業所又は事務所の名称：北陸支店 郵便番号：920—0031 所在地：石川県金沢市広岡三丁目1番1号 電話番号：076—221—3211

(2)　変更年月日

平成24年7月17日

(3)　変更の理由

移転のため

○財務省・経済産業省告示第四号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の六第二項の規定に基づき、事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年七月二十日

財務大臣　安住　淳

経済産業大臣　枝野　幸男

1　株式会社日本政策投資銀行が事業再構築等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1)　変更事項

変更前	変更後
営業所又は事務所の名称：北陸支店 郵便番号：920—0937 所在地：石川県金沢市丸の内4番12号 電話番号：076—221—3211	営業所又は事務所の名称：北陸支店 郵便番号：920—0031 所在地：石川県金沢市広岡三丁目1番1号 電話番号：076—221—3211

(2)　変更年月日

平成24年7月17日

(3)　変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第四百三十三号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十七条の二（同法第五十三条の三、第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）の規定により、同法第三十八条第一項の登録製造時等検査機関、同法第四十一条第二項の登録性能検査機関、同法第四十四条第一項の登録個別検定機関及び同法第四十四条の二第一項の登録型式検定機関について、同法第四十六条第四項第二号及び第三号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同法第百十二条の二第一項第三号並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一（同令第十条の三において準用する場合を含む。）、第十九条の二及び第十九条の十二の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	香川検査事務所	香川県高松市番町三丁目三番十七号	香川検査事務所	香川県高松市番町三丁目三番十七号	平成二十四年三月三十一日
	徳島検査事務所	徳島県徳島市徳島本町三丁目十三番地			
	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	
	大分検査事務所	大分県大分市長浜町三丁目十五番十九号			

2　労働安全衛生法第三十八条第一項の特定廃熱ボイラーに係る登録製造時等検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	熊本県熊本市中央区大江六丁目二十四番十三号	平成二十四年四月一日

3　労働安全衛生法第四十一条第二項のクレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラに係る登録性能検査機関の名称の変更

変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	一般社団法人日本クレーン協会	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	鈴木　浩平	平成二十四年四月一日

4　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の名称及び所在地の変更

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	香川検査事務所	香川県高松市番町三丁目三番十七号	香川検査事務所	香川県高松市番町三丁目三番十七号	平成二十四年三月三十一日
	徳島検査事務所	徳島県徳島市徳島本町三丁目十三番地			
	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	
	大分検査事務所	大分県大分市長浜町三丁目十五番十九号			